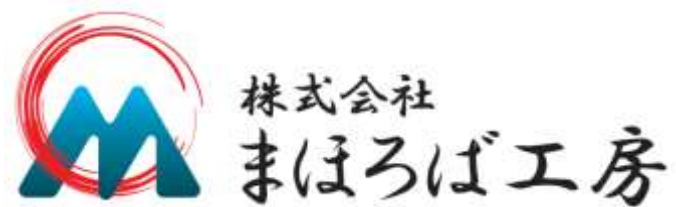


# SymphonyCall 契約約款



2015年9月1日制定

改定履歴

2015/9/1	制定

# SymphonyCall 契約約款

## 第1章 総則

### 【約款の適用】

- 第1条 株式会社まほろば工房（以下「当社」という）は、SymphonyCall（シンフォニーコール） 契約約款（以下「本約款」という）を定め、SymphonyCall サービス（以下「本サービス」という）を提供します。
2. 本サービスを利用する当社との契約者（以下「契約者」という）は本約款を遵守して下さい。
  3. 本サービスの個々のサービスメニューにおいて利用規定が設けてある場合には、契約者は利用規定に従って利用して下さい。

### 【約款の変更】

- 第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。
2. 変更する場合は、その内容を電磁的な方法により公開します。公開された時点において、契約者は内容に同意したとみなします。
  3. 約款が変更された場合、契約の条件等は変更後の約款によります。

## 第2章 サービス

### 【サービス内容】

- 第3条 本サービスは、下記各号に定める要領に従い、当社が用意する電話回線を用いて、契約者の設定に従った着信、発信、通話中の制御をおこなうとともに、必要に応じてその結果を記録し、契約者が指定する方法で通知をおこなうものです。
1. 当社が設置するサービス設備で用意する、契約者が指定する電話番号に着信した場合に、契約者があらかじめ設定した内容で音声を再生したり、通話中に受信する信号により通話内容を制御したりします。
  2. 当社が設置するサービス設備で用意する、契約者が指定する電話番号・方式で指定の電話番号に発信した場合に、契約者があらかじめ設定した内容で音声を再生したり、通話中に受信する信号により通話内容を制御したりします。
  3. 電話の発信・着信等における制御に関するインターフェースを提供します。

#### 【サービス結果の無保証】

第4条 本サービスは、通話の発信または着信により通話中に音声を再生、または通話相手からの操作により、あらかじめ契約者が指定する動作を記録・通知するものです。

2. 本サービスは、以下を保証するものではありません。
  - a. 通話相手からのすべての着信を処理すること
  - b. 通話相手への発信をすべて、即時に実施すること
  - c. 通話相手からの操作等によって、その操作内容のすべてを記録・通知すること

## 第3章 利用手続き

#### 【利用申込】

第5条 第3条のサービスを受けることを目的とし、本サービスの利用を希望する場合は、当約款を理解し承諾した上で、当社所定の様式にて申込を行ってください。

2. 当社は申込を受け取った時点で、申込者が当約款を承諾したものと見なします。

#### 【利用許諾】

第6条 当社は申込を受けた場合に、本サービスが提供可能であり、かつ当社の他のサービスの実施に支障がないと判断した場合、当社は利用を承諾する旨の通知を行います。

2. 申込者が当社からの通知を受け取ったことで、利用契約が成立するものとします。

#### 【利用開始】

第7条 当社が申込の承諾をした場合は、契約者に利用開始日を通知し、契約者が利用に必要な情報を通知します。

#### 【利用終了】

第8条 契約者は利用を終了しようとする場合は、31日以上前の当社営業日までに当社に通知するものとします。

2. 利用開始日（利用開始日が暦月の初日でない場合には翌月の初日）から1ヶ月間を最低利用期間とします。

#### 【契約者情報の変更】

第9条 契約者は、名称、住所およびその他の契約者登録内容に変更があった場合、もしくは契約者の地位の承継があった場合には、速やかに当社へ通知するものとします。

#### 【通知先の設定】

第10条 契約者は、契約者が指定する発信対象の発信先に電話を発信することに関する了解を得てください。さらに発信先の設定を正しく行ってください。

2. 第3条に定めるサービスを用いること以外を目的として、発信先を設定してはなりません。
3. 前項に反して発生した刑事責任および民事責任については、契約者が全て責任を負うこととします。

## 第4章 サービスの中断・停止・終了

#### 【サービスの中断】

第11条 当社は次の場合に、本サービスを中断もしくは制限することがあります。

- a. 当社のサービス設備の保守もしくは工事の必要がある場合
  - b. 当社のサービス設備に障害が発生した場合
  - c. 本サービスを提供するために当社が利用している電気通信サービスが停止した場合
  - d. 電気通信事業法の規定に基づく措置として必要な場合
2. 本サービスの中断もしくは制限について、当社は契約者に事前に通知します。ただし、緊急の場合や、やむを得ない場合を除きます。
  3. 中断もしくは制限の原因が取り除かれた場合には、速やかに復旧するものとします。

#### 【サービスの停止】

第 12 条 次に該当する場合、当社は本サービスを停止し、さらに利用契約を解除できます。

- a. 利用申込の記載事項に虚偽があった場合
- b. 契約者が本規約もしくは当社が別に定める利用規定等に違反した場合
- c. 契約者が利用料金等を当社指定日までに支払わない場合、もしくは支払いの能力がないと当社が判断した場合
- d. 契約者が当サービスの正常な提供に支障を及ぼす状態で利用を行った場合

#### 【サービスの終了】

第 13 条 本サービスの提供が困難になった場合、当社は 30 日前までに契約者に通知の上で本サービスを終了できるものとします。

## 第 5 章 利用料金

#### 【支払い方法】

第 14 条 当社から契約者に利用料金に税等を含めた請求書を毎月 10 日までに発送しますので、当社の定める方法で契約者は当該月末までに支払いをしてください。

2. 請求書の送付が 10 日までに間に合わない場合は、当該請求額を翌月の請求書に合算して請求致します。
3. 支払いの際に生じる金融機関への手数料等は契約者が負担するものとします。

#### 【初期費用】

第 15 条 第 6 条に示す契約成立時に、諸費用として別表に定める初期費用を申し受けません。

2. 第 12 条に基づくサービスの停止後にサービスを再開した場合には、再開毎に初期費用が発生します。
3. 本条前項までの場合を除き、契約が継続する間、初期費用は発生しません。

#### 【基本料金】

第 16 条 各サービス利用月に対し別表に示す基本料金が発生します。

2. 基本料金は利用月の月末に当社から契約者に請求を行います。
3. 利用開始時に初期工事が発生する場合は別途費用を請求するものとします。

#### 【従量料金】

第 17 条 サービス利用月に通話に伴い発生した従量料金は、別表に定める通りとします。

2. 従量料金は利用月の月末に当社から契約者に請求します。

#### 【利用開始時の扱い】

第 18 条 利用開始日が暦月の 10 日より前の場合は、利用開始月の 1 月分の基本料がかかります。利用開始日が暦月の 10 日以降の場合は、利用開始月の基本料を免じるものとします。

2. 利用開始月に基本料が発生する場合は、利用月の月末に請求します。
3. 利用開始月の従量料金は、利用月の月末に請求します。

#### 【利用終了時の扱い】

第 19 条 利用終了日が暦月の最終日でない場合、基本料金は当該暦月の最終日までの料金で算出します。

2. 利用終了日までの従量料金は、利用月の月末に請求します。

#### 【最低利用期間に満たない解約】

第 20 条 最低利用期間終了を待たずに利用を終了する場合には、契約者は最低利用期間完了分の基本料金を支払うものとします。

2. 利用終了日までの通知料金は、利用月の月末に請求します。

#### 【サービスの中断に伴う扱い】

第 21 条 第 11 条に定めるサービスの中断もしくは制限において、利用料金を減額する場合があります。

2. 原因が当社の過失または作業中のやむを得ない事故による場合、中断もしくは制限が起こった時間に応じて料金を減額します。
3. 原因が当社に因らず、かつサービスの中断もしくは制限が起こり得ることを事前に当社が知り得たにも関わらず契約者への通知を怠った場合もしくは著しく通知が遅延した場合は前項と同様とします。

#### 【サービスの停止に伴う扱い】

第 22 条 第 12 条によるサービスの終了に関する料金については、契約の解除日をもって利用終了日とし、料金を算出し請求します。

#### 【延滞利息と督促手数料】

第 23 条 支払期日を経過しても支払いがない場合は、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求する場合があります。

2. 支払期日を経過した後は、督促毎に別表に定める督促手数料を追加して請求します。
3. 督促の通知は、本サービス契約時に登録された電子メールアドレスへのメール送信、または住所に普通郵便で郵送することとし、当社がいずれかの方法で督促を発送した段階で督促が実施されたものとみなします。

## 第 6 章 その他

#### 【免責】

第 24 条 本サービスの利用において直接的または間接的に発生した契約者の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2. 本サービスを利用して契約者が第三者もしくは本サービスの他の契約者に対して損害を与えた場合も同様とします。

#### 【約款で定めない事項】

第 25 条 本サービスのご利用に関して、本約款、その他当社が別に定める利用規定等および当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

#### 【準拠法】

第 26 条 本約款と本約款に基づく行為は、日本法に準拠し日本法に従って解釈されるものとします。

#### 【言語】

第 27 条 本約款が複数の言語で記述されている場合、日本語で記述されているものを正式なものとし、

**【係争】**

第 28 条 本サービスのご利用に関して、当社と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、当社本店所在地が管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第 7 章 附則

本約款は 2015 年 9 月 1 日より実施します。



## 別表

- 以下税別の料金です。御請求時には合計金額に消費税等を加えます。
- 下記以外は、別途設定します。

	課金単位	価格
初期費用	1 契約あたり初回	無料
基本料金	1 契約あたり月額	10,000 円

月額オプション料金	課金単位	価格
発信先最大登録件数 ※1	1000 件あたり月額	1,000 円
専用番号使用料 ※2	1 番号あたり月額	1,000 円
口座振替 ※3	1 回	200 円
紙媒体 請求書発行手数料 ※4	1 回	300 円

※1：基本契約のみでは、1000 人までの通知先が登録できます。本オプションをご契約いただくと、最大 10 万件まで、1000 人単位で追加可能です。

※2：電話通報時にお客様専用の番号をご利用いただけます。

※3：個人契約のお客様は、料金のお支払いは口座振替のみとさせていただきます。

※4：請求書については、本オプションの申込み有無に関係なく、PDF 形式の請求書を発行し、弊社請求書ダウンロードサイトよりダウンロードいただく形式でのご提供となります。

本オプションをご契約いただくと、加えて、紙請求書を郵送いたします。

※5：記載された料金はすべて税別の金額です。ご請求時には、消費税を含めた金額となります。

### ■従量料金

発信料金	課金単位 ※1 ※2	価格
	～60 秒	1 発信 80 円
	～120 秒	1 発信 120 円
	～180 秒	1 発信 160 円
	～240 秒	1 発信 200 円
	～300 秒	1 発信 240 円
SMS 送信料金	課金単位	価格
	1 通	10 円

※1：発信回数のカウントは、通話が成立した段階でカウントされます。

発信後話中など呼が成立しない場合は、カウント対象となりません。

※2：SMS の送信は、1～70 文字（半角英数字のみの場合 1～160 文字）となります。

※3：記載された料金はすべて税別の金額です。ご請求時には、消費税を含めた金額となります。

## ■コミット契約

発信月額 コミット料金		1000 コールまで 価格	2500 コールまで 価格
	～60 秒	75,000 円	175,000 円
	～120 秒	110,000 円	250,000 円
	～180 秒	150,000 円	350,000 円
	～240 秒	185,000 円	425,000 円
	～300 秒	220,000 円	512,500 円

5,000 コール、10,000 コール、20,000 コール、30,000 コール並びにそれ以上のコール数については、別途お問い合わせください。

- ※1：コミット料金は、あらかじめ最大通話時間を指定いただいたうえのご契約となります。  
コミット料金適用月の前月 20 日までにサポートデスクまでコミット値変更のお手続きをお済ませください。
- ※2：コミット料金適用変更手続き期限（前月 20 日まで）にご連絡がない場合は、前月と同条件でのご請求となります。
- ※3：発信料金のコミット契約の場合、あらかじめ最大通話時間を設定したうえのご契約となります。  
発信コミット契約の場合、最大通話時間に達した場合、通話は自動的に最大時間で切断されますのでご了承ください。
- ※4：発信回数のカウントは、通話が成立した段階でカウントされます。  
発信後話中など呼が成立しない場合は、カウント対象となりません。
- ※5：記載された料金はすべて税別の金額です。ご請求時には、消費税を含めた金額となります。